

定 款
特定非営利活動法人
北海道極真会館吉田道場

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道極真会館吉田道場と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、北海道における極真空手道を継承する団体として、極真空手道の普及、発展に務めるとともに極真空手道を通じて克己の精神を涵養し、青少年の健全育成を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

極真空手道とは、一団体一個人の利益を追求するものにあらず、武道の精神である「心・技・体」を体現することを究極の目標と定めるものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) ✓学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) ✓子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 極真空手道の普及、指導
- ② 極真空手道に関する競技会、合宿への参加
- ③ 極真空手道に関する各競技会へ参加する選手の育成及び選手への援助

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における決議権を有する者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し活動に参加する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人
 - (2) 監 事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ✓(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4

分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- √(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき
- (3) 監事から第15条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法によって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第47条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、

所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議、
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能、
 - (3) 正会員の欠亡、
 - (4) 合併、
 - (5) 破産手続開始の決定、
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し、
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	吉 田 政 展
副理事長	伊 藤 忍
理 事	小野寺 和 夫
監 事	岡 本 康 弘

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|------|------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 0円 |
| | 一般会員 | 5,000円 |
| | 賛助会員 | 4,000円 (個人及び団体) |
| (2) 月会費 | 正会員 | 0円 |
| | 一般会員 | 4,000円 (家族単位とする) |
| | 賛助会員 | 4,000円 (個人及び団体) |

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人北海道極真会館吉田道場	
役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	吉田政展		有
副理事長	伊藤忍		無
理事	小野寺和夫		無
監事	岡本康弘		無

注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。

2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。

3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。

5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。

6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。

7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設立趣旨書

1 趣旨

近年の我々を取り巻く社会経済情勢は混迷を極めており、過去にない著しい変化の最中にあります。それらは、グローバル化が進む現代社会にあつて相手を思いやる気持ちの欠如とも考えられます。

我が国にあつても、人口減少・少子高齢化のなか情報通信技術の目覚ましい発展とサイバー空間の拡大による匿名性ゆえからの誹謗中傷が後を絶たない社会となっています。

これらの人を害する言動・行動は、人を思いやる心、人を尊敬し敬う心の欠如から生まれるものと考えられます。

我々が取り組んでいる「極真空手道」は、極真空手道の創始者大山倍達から命を受けた故高木薫師範が生涯をかけて普及に尽力した伝統ある空手道であります。

その教えは、単に肉体的強さを追求するのではなく、「克己の精神を涵養すること・礼節を重んじること・粗暴の振舞いを慎むこと・謙譲の美德を忘れないこと」を精神的支柱として次世代の若者たちの中に「和合の精神～異なるもの同士が違いを認め、尊重し、対立せず、互いに調和し、全体としての調和と発展を目指す心～」を育成するものであります。

極真空手道を通じて、武道精神の「心・義・体」を体現し、もって、青少年の健全育成を図り、社会に貢献したいと考えています。

以上のとおり、極真空手道の精神を正しく継承し、且つ、青少年の健全育成に寄与するためには、任意団体としての活動では限界があると考え、法人を設立し確固たる組織作りが重要であると考えたものであります。

2 申請に至るまでの経過

平成30年に極真空手道の指導を開始し、令和7年4月までに約50名の弟子たちを指導するのに至りました。

思い出深いエピソードとして、仲の悪い二人が稽古を通じて今や親友といえる間柄にまでになったことがあり、正に和合の精神の体現と考えます。

時と共に成長し、昇級し、全道大会を勝ち上がり、全国大会にまで出場する弟子たちの姿を目の当たりにし、弟子たちの心に育った強さと優しさを次世代に伝える必要性を痛感するに至ったものであり、志を同じくする仲間思いを伝えたところ、確固たる組織継承が必要であるとの結論に至ったものであります。

令和7年11月15日

特定非営利活動法人 北海道極真会館吉田道場

設立代表者 住所又は居所

氏名

吉田政展

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 北海道極真会館吉田道場

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページを公開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 極真空手道の普及、指導 ③ 極真空手道に関する各競技会へ参加する選手の育成及び選手への援助	空手道場の運営を通じて、極真空手道の普及、指導を実施しつつ、競技会へ参加する選手を育成し、競技会参加選手への物心への援助を実施する。	(A)月 10 回以上 実施 時間は 18:00 ～21:00 (B)中央児童会館 北ガスアリーナ等 (C)2名	(D) 道場生 (E) のべ約 500名	450
② 極真空手道に関する競技会、合宿への参加	夏期に2回合宿を実施する。	(A) 7月、8月 (B) 江別市えみくる 静内町海岸 (C) 5名	(D) 道場生 (E) 約 50名	100

<p>② 極真空手道に関する競技会、合宿への参加</p>	<p>空手道の全道大会、全国大会へ参加する。</p>	<p>(A) 全道大会年間10大会 全国大会年間3大会 (B) 全道各地、東京、名古屋等 (C) 5名</p>	<p>(D) 道場生 (E) のべ100名</p>	<p>180</p>
------------------------------	----------------------------	---	-------------------------------	------------

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 北海道極真会館吉田道場

1 事業実施の方針

- ・当該事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの定期的な更新を実行する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 極真空手道の普及、指導 ③ 極真空道に関する各競技会へ参加する選手の育成及び選手への援助	空手道場の運営を通じて、極真空手道の普及、指導を実施しつつ、競技会へ参加する選手を育成し、競技会参加選手への物心への援助を実施する。	(A) 月 10 回以上 実施 時間は 18:00 ～21:00 (B) 中央児童会館 北ガスアリーナ等 (C) 2 名	(D) 道場生 (E) のべ約 500 名	450
② 極真空手道に関する競技会、合宿への参加	夏期に2回合宿を実施する。	(A) 7月、8月 (B) 江別市えみくる 静内町海岸 (C) 5 名	(D) 道場生 (E) 約 50 名	100

<p>② 極真空手道に関する競技会、合宿への参加</p>	<p>空手道の全道大会、全国大会へ参加する。</p>	<p>(A) 全道大会年間10大会 全国大会年間3大会 (B) 全道各地、東京、名古屋等 (C) 5名</p>	<p>(D) 道場生 (E) のべ100名</p>	<p>180</p>
------------------------------	----------------------------	---	-------------------------------	------------

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人 北海道極真会館吉田道場
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
一般会員受取会費	1,000,000	
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
5 その他収益		
昇級審査研修費	120,000	
受取利息		
雑収益		
経常収益計		1,120,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
外注費 (代稽古お礼)	30,000	
人件費計	30,000	
(2) その他経費		
保険	50,000	
車両費 (ガソリン代)	30,000	
地代家賃	350,000	
通信費	10,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	180,000	
広告宣伝費	50,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	700,000	
事業費計		730,000 ✓
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	120,000	
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	120,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	150,000	

消耗品	5,000		
雑費	30,000		
接待交際費	70,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	265,000		
管理費計		385,000	
経常費用計			1,115,000
当期経常増減額			5,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			5,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

(法第10条第1項第8号)

令和9年度 活動予算書

令和9年 4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 北海道極真会館吉田道場

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
一般会員受取会費	1,000,000	
賛助会員受取会費		
		1,000,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
5 その他収益		
昇級審査研修費	120,000	
受取利息		
雑収益		
		120,000
経常収益計		1,120,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
外注費(代稽古お礼)	30,000	
人件費計	30,000	
(2) その他経費		
保険	50,000	
車両費(ガソリン代)	30,000	
地代家賃	350,000	
通信費	10,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	180,000	
広告宣伝費	50,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	700,000	
事業費計		730,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	120,000	
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	120,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	

旅費交通費	150,000		
消耗品	5,000		
雑費	30,000		
接待交際費	70,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	265,000		
管理費計		385,000	
経常費用計			1,115,000
当期経常増減額			5,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			5,000
前期繰越正味財産額			5,000
次期繰越正味財産額			10,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。